

## 1. はじめに

この文書は、公認審判員規程第14条3.②③および⑥に記載の、第2級公認審判員および第1級公認審判員の受講資格に関する内容の解説をするものです。

この文書は、公認審判員規程の記載を変更するものではなく、あくまで運用を明確にするものであり、今後資格取得を検討する公認審判員ならびに講習会を主催する加盟団体が、受講申し込みの際に受講資格の有無の判断の参考とするためのものです。

今後審判委員会では、公認審判員規程の見直しを予定しており、見直しがなされた場合はこの文書とは異なる規定となる可能性があることに留意ください。

## 2. 登録継続期間の考え方

### ①登録年数の算入について

規定第14条3.②において記載の通り【満9カ月以上】で1ヶ年登録したと認めるため、登録の継続は当年の3/31までに登録が完了してなければなりません。登録日は加盟団体が承認を行った日ですので、直前での申し込みでは間に合わない可能性があります。

また、新規で第3級公認審判員資格を取得した際もこの規定が適用されるため、4/1以降に実施された講習会で資格取得した場合、この年は登録年数としてカウントされませんので注意お願いします。

各登録年満9カ月の登録は、規定第14条3.③の第1級公認審判員講習会の受講条件にも同様に適用されます。

講習会実施時期	新規3級取得	新規3級取得
再登録時期	再登録	再登録
判断	1ヶ年登録と認められる	1ヶ年登録とは認められない
1/1	3/31	4/1
		12/31

図1: 1ヶ年登録の判定

### ②登録継続期間について

登録期間は年単位でのカウントであるため、満9カ月未満の登録年はカウントされず、また各年の月単位での累積は行いません。

2022	2023	2024	2025	2025年末において 継続4カ年
2月:3級新規取得 10カ月 OK	前年12月継続登録 12カ月 OK	3月再登録 9カ月 OK	1月再登録 12カ月 OK	
2022	2023	2024	2025	2025年末において 継続1カ年
2月:3級新規取得 10カ月 OK	前年12月継続登録 12カ月 OK	5月再登録 7カ月 NG	1月再登録 12カ月 OK	
2022	2023	2024	2025	2025年末において 継続3カ年
5月:3級新規取得 7カ月 NG	前年12月継続登録 12カ月 OK	3月再登録 9カ月 OK	1月再登録 12カ月 OK	

図2: 継続期間の考え方

### ③講習会の開催時期と規定第14条3.⑥との関係

講習会の受講資格は、講習会開催時における登録継続期間を基に判断されます。よって、講習会実施時において当該年の登録が満9カ年未満であった場合は、その年の登録は継続期間に含まれません。

ただし、規定第14条3.⑥は【1月1日からの新たな資格を得ようとする者は、(中略)10月1日から12月1日までの期間に開催される公認審判員講習会および試験を受講・受験することができる。】となっており、講習会がこの期間に開催される場合は、その年の年末までの登録期間があるものとみなされます。

2022	2023	2024	2025
2月：3級新規取得 3カ年継続	登録継続	前年12月継続 8カ月	8月講習会

**継続4年目が満9カ月未満であるため、講習会時点で4カ年継続とは認められない**

2022	2023	2024	2025
2月：3級新規取得 3カ年継続	登録継続	3月再登録 8カ月	11月講習会

**継続4年目が満9カ月未満だが、2026年からの資格取得として受講可能**

※資格の付与は2026年1月1日となる

図3: 講習会の開催時期と規定第14条3.⑥の関係

### 3. 執務経験に算入される全国・地域大会

#### ①全国・地域大会とみなす基準

競技種目ごとの基準と該当の大会の例は以下の通りです。同様の基準の大会が新設された場合は、その大会も対象となります。

#### ロードおよびトラック **【基準】全日本選手権資格対象大会**

##### 対象大会例

- ・国内開催 UCI カレンダーレース
- ・全日本選手権
- ・JCF 主催主管全国大会（全日本選手権、国スポ、都道府県対抗、全国ジュニア、チャレンジなど）
- ・全国8地域競技大会（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州）
- ・全国連盟（=高体連、学連、JBCF、プロ協会）主催の全国大会（JBCF チャンピオンシップ、インカレ、全日本学生選手権、高校総体、高校選抜など）
- ・全国連盟主催の全日本選手権資格対象大会
- ・各地域チャレンジロードレース（関東、西日本、九州）など

#### MTB **【基準】JCF 主催・主管・公認大会**

##### 対象大会例

- ・国内開催 UCI カレンダーレース
- ・全日本選手権
- ・JCF 公認 Coupe du Japon 各レース
- ・JOC ジュニアオリンピックカップ／ユース選抜
- など

## BMX レーシング 【基準】JCF 主催・主管・公認大会

対象大会例 注：フリースタイルの大会は含まない

- ・国内開催 UCI カレンダーレース
- ・全日本選手権
- ・JBMXF シリーズ各レース
- ・ジャパンカップ／JOC ジュニアオリンピックカップ など

## シクロクロス 【基準】JCF 主催・主管・公認大会

対象大会例

- ・国内開催 UCI カレンダーレース
- ・全日本選手権
- ・JCF 公認シクロクロスシリーズ など

### ②執務経験のカウント方法

執務経験のカウントには以下のルールが適用されます。

- ・UCI 登録カレンダーレースにおいては、UCI カテゴリーレースに執務の場合のみカウント  
(例：ツールドおきなわの一般カテゴリーレースのみ執務 → カウントされません)
- ・全日本選手権において、複数種目が期間・場所を同一に開催される場合は 1 つとしてカウント

※期間もしくは場所が分かれている場合はそれぞれがカウントされます

- ・ステージレースや複数大会が連続して開催される場合は、まとめて 1 つとしてカウント

(例：Tour of Japan 、Japan Track Cup I / II など)

※ただし、1 つのステージのみや、どちらかの大会のみ執務の場合もカウントされます

- ・複数の名称の大会が期間場所を同一に開催される場合は、まとめて 1 つとしてカウント

(例：MTB ジュニアオリンピックカップ／全国ユース選抜など)

- ・同一の大会で複数の競技種目が実施される場合はそれぞれの競技種目の 1 回としてカウント

(例：国民スポーツ大会：RR&TR、高校総体：RR&TR など)

※どちらかの競技種目のみ執務の場合はその競技種目のみカウントされます

### ③講習会受講申込時に必要とされる執務経験の回数

規定第 14 条 3.②および③のとおり、登録継続期間が 2 カ年以上 4 カ年未満の場合は、4 回以上の全国・地域大会の執務経験が必要と規定されておりますが、その大会受講する講習会の競技種目と同じものである必要があります。また、有効とされる履歴は直近 2 カ年の登録年に執務したものとなります。

同時に複数競技種目の講習会の場合、すべての競技種目の講習を受講するためにはそれぞれ 4 回以上の執務経験が必要とされ、不足する競技種目の講習は受講することができません。

上記の受講希望者は申込時に執務実績が把握できるもの（各大会プログラム、競技役員配置表など）を提出する必要があり、提出がない場合は執務経験として認められません。

### 例① MTB 第 2 級審判講習会

#### 執務経験

- ・'23 全日本選手権 MTB XCO(MTB)
- ・'23 UCI MTB やわたはま国際(MTB)
- ・'24 Coupe du Japon 菖蒲谷(MTB)
- ・'24 Coupe du Japon 京都美山 stage(MTB)

MTB の執務経験が 4 回

→ 受講可

### 例② シクロクロス第 2 級審判講習会

#### 執務経験

- ・'23 JCF シクロクロスシリーズ第 1 戦土浦(CX)
- ・'23 UCI 琵琶湖グランプリ (CX)
- ・'23 全日本選手権シクロクロス(CX)
- ・'24 全日本選手権ロードレース(RR)

4 回として提出のうち 1 つが RR で CX の執務経験が 3 回のみ

→ 受講不可

### 例③ ロードレース／トラックレース第 2 級審判講習会

#### ※2 種目同時開催

#### 執務経験

- ・'23 高石杯ロードレース(RR)
- ・'23 UCI Tour of Japan 東京ステージ(RR)
- ・'23 UCI Tour of Japan 相模原ステージ(RR)
- ・'24 高校選抜ロードレース(RR)
- ・'23 関東選手権トラック(TR)
- ・'24 関東選手権トラック(TR)
- ・'24 高校選抜トラックレース(TR)
- ・'24 全日本選手権トラックマスターズ(TR)
- ・'24 ジュニアオリンピックカップトラック(TR)

RR 4 回の提出だが、同年開催の Tour of Japan は 1 大会としてカウントされる = 計 3 回

TR 5 回の提出だが、全日本マスターズと JOC は同時開催のため 1 大会としてカウントされる  
= 計 4 回

→ RR 受講不可 TR 受講可

以上